

## 19 歳以上 23 歳未満の扶養認定基準の見直しについて

NIPPO 健康保険組合

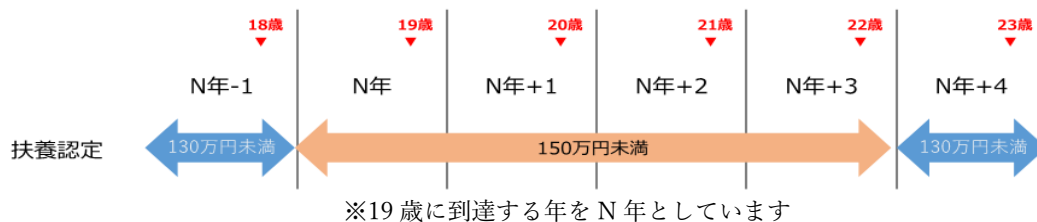
厚生労働省の通達に基づき、2025 年 10 月 1 日より健康保険における 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定基準が以下のとおり変更されます。

### ■対象者

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者（配偶者を除く）

### ■年齢の判定

その年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。



### ■収入の認定要件

現行：130 万円未満

2025 年 10 月 1 日以降：150 万円未満

※年間収入要件以外の要件に変更はありません。家族を扶養に入れる際は下記の全てを満たしている事が条件となります。

1. 従業員（被保険者）の年間収入の 2 分の 1 未満であること
2. 年収が 150 万円未満であること
3. 月収が 125,000 円未満であること  
(参考) 150 万円 / 12 ヶ月 = 125,000 円
4. 失業給付や出産手当金等を受給している場合、受給金額が日額 4,167 円未満であること

\* 収入要件以外の要件はこちら ➡ [被扶養者認定基準 | NIPPO 健康保険組合](#)

上記以外にご不明点がございましたら、厚生労働省より公開されている Q&A ページをご参照ください。

### <関連リンク>

- [19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について](#)（厚生労働省）
- [19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q & A について](#)（厚生労働省）